主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人石原豊昭の上告趣意第一点は、単なる法令違反の主張であり(旧河川法(明治二九年法律七一号)五八条ノニ、一号、一八条と刑法二三五条ノニとは、特別法、一般法の関係にあるものではない旨の原判断は、正当である。)、同第二点は、単なる訴訟法違反の主張であり、同第三点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年一月二〇日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 田
 中
 二
 郎

 裁判官
 柏
 原
 語
 六

 裁判官
 下
 村
 三
 郎